

現 代 人 権 論 の 一 駒 — 人 権 擁 護 法 案 を 手 が か り と し て — (四)

村 下 博

- 一 本稿の目的と課題
- 二 人権擁護法案の提起するもの
 - 1 私の現在考えていること
 - 2 私のとりくんできた課題から
 - 3 本稿の目的と課題（以上五八号）
- 三 現代の平等と「差別」について
 - 1 人権擁護推進審議会第一号答申にみる「差別」論
 - 2 人権擁護推進審議会第二号答申にみる「差別」論
 - 3 人権擁護法案にみる「差別」論
 - 4 現代の差別と平等論の課題（以上五九号）
- 四 現代の自由権について
 - 1 マスコミ規制としての人権擁護法案
 - 2 現代「自由」にかかる問題状況
 - 3 現代「自由」にかかる議論状況
 - 4 現代自由権の課題（以上六一号）
 - 5 現代の社会権について
 - 1 なぜここで社会権をとりあげるのか
 - 2 社会権をめぐる問題状況

3 社会権を蝕むもの
4 社会権の現代的課題（以上本号）
六 現代人権論の課題

1なぜここで社会権をとりあげるか

人権擁護法案は、いうまでもなく、社会権に類する人権を全くとりあげていないといってよい。にもかかわらず、何故にここで社会権をとりあげるのかについて、一定の説明を必要とするであろう。そこで以下、「ここで社会権をとりあげる事情について何点かをあげておきたい。

第一は、人権擁護法案の「出自」にかかる事情あるいは背景についてである。

同法案は、同和問題あるいはその行政の国政レベルにおける終結をめぐって登場してきたことをあらためて確認する必要がある。すなわち、一九九六年の地対協意見具申は、環境整備・教育・労働等の物質的条件の格差是正がほぼ終了したが、根強い差別意識と差別という不当な人権侵害が今なお残存すると指摘した。これに基づき、教育・啓発による差別意識をなくすことを目的とするいわゆる人権教育・啓発推進法を制定し、差別を中心とする人権侵害の救済を目的とした人権擁護法案が登場したという経緯についてはすでに明らかにしたところである。⁽⁵⁸⁾

この同法案の登場経緯は、いわゆる旧同和地区（現在行政用語として少なくとも国政レベルでは存在しない）および同住民の社会権（上述具申にいう「物質的条件」）を一般地区並の水準にすることにより社会権にかかる特別措置が必要ということを鮮明にしたと同時に、同法案自体は差別という人権侵害の救済をマスコミ規制、公務従事者等

の虐待の問題にまで拡大することをねらうという、誠に奇妙なものであるといえる。ここでいう「奇妙」というのは次の二つの意味である。ひとつは、旧同和地区住民の社会権にかかる措置は不要であるとしながら、しかし一九九〇年代後半から国民全体をみれば経済格差が急速に拡大する矛盾に直面するという「奇妙」さである。もうひとつは、同和問題を中心とする不当な差別という人権侵害の救済をめざしながら、マスコミ規制・虐待・労働関係などに法の適用範囲を拡大するという「奇妙」さである。このことは、前者の奇妙さともかかわって、現在日本の社会権の現状を意図的に黙殺するという今日的性格をあらわすものとなっている。

このようにみてくると、同和問題の最終解決の段階が日本の政治・経済・社会の大転換期の時期に重なるという、いわば弁証的な様相を呈しているものといえよう。

第二は、法案の登場経緯が上述のようなものであるとしても、法案が「人権擁護」を目的とするものである以上、「人権」概念を法案のように偏狭かつ他の政治目的（マスコミ規制等）を有するものであつてはならないという点である。換言すれば、旧同和地区関係者の社会権の水準が一般水準に至つたとしても、国民全体の社会権の水準が急速に低下するという、現象的には矛盾する状況が存在する以上、社会権を除外することの意味を無視することはできないと考える。

この点について、私は別の機会に次のように述べた。すなわち「同法案は数多くある人権あるいは人権侵害のなかで、差別にかかるものと虐待のみしかとりあげていらない。これは、同法案の登場する直接的背景と今日の時代的背景を色濃く反映したものである。

それでは、なぜこのような偏狭などりあげ方をするのであろうか。逆になぜ数多くある人権侵害を取り上げないのであろうか。結論からいえば、与党勢力の人権感覚の後進性と、みにくい政治的意図（同和がらみ人権の政治的利用）

のあらわれであろう。しかし、そのようなことではすまされない人権侵害状況は今の日本には無数に存在している。そこで、同法案のとりあげない人権あるいは人権侵害状況を若干みておきたいと考える。

① 公権力による人権侵害

これについて審議会段階では多くの批判をうけ、とりあげるかにみえたが、法案段階では全くといつていいほどとりあげていない。例えば、エイズ患者問題や元ハンセン病患者問題は、当事者の粘り強い闘いによって、日の目をみて解決のみちすじが明らかとなっている。これらの権力による人権侵害は、多くの場合闇から闇へ葬られることが通例である。だとすれば、権力による人権侵害を根絶するには、行政活動の透明性と情報開示を前提とする権利救済手続を確立していく必要がある。しかし今の日本にはそのような手続は存在せず、行政・権力責任を追及する行政訴訟ではほぼ国民の側が勝てない現状にある。

今日においてもなお、最大の人権侵害は公権力によるものであることは自明のことであるにもかかわらず、法案は全くこのことをとりあげようとしていない。むしろ公権力による人権侵害をかくそうとし、逆に権力や国家が人権を擁護してくれるような幻想を与えて、いることに、この法案の最大の問題点がある。単に幻想を与えて、いるだけでなく、他方では公権力による人権侵害を合法化する法律の制定があいついでいる。例えば、監視法、住民基本台帳法改正による住基ネットワーク、個人情報保護法などである。

② 経済権力による人権侵害

企業のなかに憲法はないといわれるよう、企業による人権侵害は数多く発生している。例えば、サービス残業の常態化、男女間の昇格・賃金差別、意にそぐわぬ組合活動家の排除、不明朗な基準による整理解雇、パート・アルバイト・派遣労働者への非人間的扱いなどが公然と行われている。

ところが、法案は労働関係における『差別』にかかるもののみをとりあげ、それも厚労・国交大臣への丸投げを行いうという偏狂的なとりあげ方である。さらに差別にかかるものであっても、最重要課題となつてゐる男女間の昇格・賃金差別については全くとりあげていない。このような法案のとりあげ方は、差別であつてもほんの一部でかつ偏狭なとりあげ方をし、最も焦眉の課題を全くとりあげないというものである。ここにも、差別という人権侵害について、国民を分断しモノを言わせない、『差別』はとりあげるが国民の望む差別是正を一切とりあげないという法案の政治的意図と問題性が明確にあらわれている。

ここでは、公権力や経済権力によるものをとりあげたが、国連人権委員会や『パリ原則』が求めていたのはまさにこれらの人権侵害の救済であり、法案のとりあげ方は国際社会の要請にも背くものであることを指摘しておかなければならぬ」と述べた。⁽⁵⁹⁾

私がとりあげている人権のなかには自由権や國務請求権にかかるものもあるが、社会権にかかるものも多く、要するに個人が逆らうことのできぬ権力に対する人権をとりあげないことの法案の政治的性格を指摘したものである。

第三に、上述の私の指摘をより鮮明にしてくれる主張として次のような指摘がある（前稿でも總体として紹介しておいたが）。すなわち労働権、教育権の「二極化」を指摘しつつ、「このような社会の不安定化は、国家にとつても好ましくないことは言うまでもない。この問題を解決するために、権力当局が採用する方法は二つある。その第一は、國民意識や道徳性の強化によつてイデオロギー的統合を強化することである。国旗・國家法の制定や教育改革の中での道徳教育の強化、その一環としての『心のノート』の配布、愛国心や奉仕の心を盛り込もうとする教育基本法『改正』の目論みなどは、そのような方法的具体的な現れである。

しかしこのような企図が成功することはとても思えない。というのは、われわれが日本人としてのアイデンティティ

を感じるのは、単に日本人としての教育を受けることから生まれるわけではない。日本人としての国民意識が生まれるのは、誰もが国民としての共通の教養を身につけること、また何かの不運によって生活が行き詰まつても、国家が生存権を保障してくれるであろうという安心感を与えることによつてである。イデオロギー的統合が有効性を發揮するのは、このような条件が満たされた場合だけなのである。しかし政府が採用している新自由主義的政策は、皮肉にもこのような国民統合の条件を自ら掘り崩している。

その中で若者を中心には、国家離れの現象が深く進行してきているように思われる。不登校の増大や、国民年金の掛け金の不払いなどは、国の教育制度や社会保障制度に対する若者達の不信感を表している。希望しても就職できず、将来の不安を抱える若者達に、愛国心を注入するのは至難の業と言わなければならない。

そこで問題となるのがもう一つの方法である。それはイデオロギー的統合のような内面的管理ではなく、個人の行動を一括して管理する外面向行動管理の方法である。実はこの方法を現実化する法整備が、すでに一九九九年になされていることに注意しなければならない」と述べる。⁽⁶⁰⁾

この指摘は、「権利の二極化」すなわち「社会の不安定化」を権力的に「抑圧」するには、イデオロギー統合（内面的管理）に加え、市民・国民の行動の一括管理（外面向行動管理）が権力側・体制側には必要となることを主張しており、傾聴に値するものである。

ここでは社会権をとりあげる背景を三点にわたり指摘してきた。これらの指摘で社会権をとりあげる理由を説明したかどうかは、はなはだ心許ないものであることは承知している。しかしここではあらためて社会権をとりあげる理由を確認しておきたい。

ひとつは、上述の三点の指摘からもそれなりに推察できるように、体制側は自らの経済失政（というよりは意図的

であるようにみえるが）の結果生じている経済格差（一部はより富み、大多数はより貧困へと加速する）＝「権利の二極化」をおおいからくし不満をいわせないために、市民・国民が声をあげることを極力押さえつけているという、すなわち体制側は社会権の矛盾を自由権の否認・制約によって乗り切ろうとする戦略と戦術によつて攻勢をかけている点である。このような視点からすれば、当然のこととして現代の社会権をとりあげていく必要があろうと考える。

もうひとつは、社会権自体の分析にかかる問題である。「ごく簡単にいえば、「衣食足りて礼節を知る」の視点が、現代の日本には必要ではないかとすら思われる。この表現はあえて誤解を恐れず使用したものである。要するに、日本人がもつ幸福感あるいは豊かさ感が発展途上の段階にあるのではないかと感ずることである。現状をみると、多くの日本人は国民経済の規模（GDP）拡大が自らの生活向上につながるという「幻想」が目前で崩壊している現状にもかかわらず、ただ茫然しているのが現状ではなかろうか。むしろ、規模拡大の質を問い、生活の質を問うことなく、主要な生計維持者が倒れると家庭が崩壊してしまう「薄氷を踏む」生活に邁進させられているのが現状ではなかろうか。このことをみると、現代の日本人は眞の豊かさ、眞の幸福をもう一度考え方直す時期にきているのではないか。間らしさを取り戻せるのではなかろうかと考えた次第である。

いざれにしろ、本稿では、社会権の危機的状況を告発し、市民・国民のための社会権の再確立に寄与するべく、私なりの検討を行うものとしたい。そのために、現代日本において、社会権を蝕むものを明らかにし、その現況をのりこえるための課題を究明していきたいと考える。

2 社会権をめぐる問題状況

戦後六〇年を経て、日本の社会権ははじめて危機に瀕する事態に直面しているといえるかも知れない。

ところで、戦前の日本においては、人間の尊厳にもとづく社会権を一切否認し「社会的身分」による貧富の格差を法的にも公然と認める体制にあった。ところが、戦後の日本は、日本国憲法の制定によつて日本の歴史上はじめて社会権を法認し、一人ひとりの人間の生きる権利獲得の礎を提供した。この法認と礎が、社会権のあらゆる分野の権利伸長・拡充の市民・国民の闘いに確信を与え、実際に社会権の水準の向上という実績を共有化してきている。この積みあげてきた社会権の水準の向上という国民財産を、この二〇数年すなわち一九八〇年代はじめから今日まで徐々に侵蝕され、とりわけ一九九〇年代後半より社会権の「日本的実績」に対して本格的な破壊的攻勢が行われている。この状況を危機に瀕するという表現で示したわけである。

この日本における社会権の法認とその実績は、日本人の手による獲得物というだけでなく、戦前日本の体制への反省・否認および人類が勝ちとつてきた成果を日本国憲法で法認化したというまさに人類の成果の、二つによることが大であるといえる。ここにいう人類の成果である社会権の確立は、資本主義の生成・展開・危機的矛盾という資本主義の歴史と深くかかわっているものである。この確立過程は、とりわけ一八〇〇年代後半以降の資本主義の第一期の危機矛盾とかかわって萌芽するという体制矛盾の所産である側面と、体制矛盾に対する諸国人民の抵抗の所産である側面との二つの側面をかね備えているといえる。このような社会権の萌芽・確立への過程をここで詳しく論ずる余裕はないが、資本主義の展開過程とりわけ体制危機・矛盾のなかから生成してきた社会権は、ごく簡単に表現すれば次のように理解することができよう。

資本主義社会で人間が生きていくうえで、人生の各局面で必然的に遭遇するであろう「生活上の障害」にいかに対

応するかが、社会権の生成・確立と大きくかかわってくる。ここでいう「生活上の障害」を概念上ひろく把握すると、人間の一生のうちで遭遇する問題群としては、出産・育児・就学（教育）、就労（雇用と失業）、疾病、障害、貧困（くえぬほどの生活上の困窮）、労働災害、高齢（年金・医療）、介護・社会福祉（各種）、公衆衛生・環境などがあげられる。これらの問題群に対応する場合、あくまで個人的な責任による解決に委ねてしまうことにするのか（死のうと生きようと個人の勝手・責任）、それとも社会的または国家的責任によつてすべて平等に解決することとするのか、によつてその結果は大きく変わるが、社会権思想はあくまで後者の考え方立脚するものである。

社会権の生成・展開を上述のように理解する^[61]、要するに、資本主義社会で生きる人間に対して身の上にふりかかる「生活上の障害」を社会的あるいは国家的責任であくまで平等取扱いの原則の下に解決することが社会権の基本的意味内容ということになろう。

このように生成・確立・発展してきた社会権は、日本国憲法二五条から二八条までにおいて具体化され、日本の市民・国民はその規範内容を実質化するあるいは拡充する嘗みを絶え間なく続けてきている。この法認化と実績づくりに対して、一九八〇年代の攻撃と一九九〇年代からはじまる侵蝕によつて、現代日本の社会権は危機に瀕する事態に直面しているといえよう。

そこでここでは、現在日本の社会権をめぐる問題状況を簡単にみておきたいと考える。

① 社会権攻撃・侵蝕の手法

一九八〇年初頭から二〇〇〇年初頭に至るこの二〇数年にわたる、社会権に対する攻撃・侵蝕は、日本的には次の三つのキーワードに集約されると考える。すなわち、それは、「民営化」、「規制緩和」、「構造改革」である。後者二つは一定の連續性をもつものと考えられるが、いずれにしても、三つのキーワードは、社会権を後退・空洞化させる

点において大差なきものと理解されうる。そこでこれら三つについて若干の検討をしておきたい。

第一は、「民営化」である。これは、中曾根内閣の下で第二臨調路線に基づいて、三公社等の「民営化」と行政改革と称する社会法分野（広義の社会法分野）における受益者負担主義の強制である。ここでの「民営化」というキー・ワードが社会権への攻撃とうつらないかも知れないが、国家が国民生活の基幹部分（重要なライフライン—交通・通信など）から手をひき、行政経費削減を名目に社会法関連分野の受益者負担主義というこれまで国民生活の生命部分（保育・教育・社会保障など）から手をひく、という国民の生活・生命への侵害を强行する点において、日本の「福祉国家」の崩壊の出発点ともいえるものである。

第二は、「規制緩和」である。これは、バブル崩壊後の一九九〇年代初頭から始まる。実体経済を無視してアワにむらがる寄生虫がマネーレースを展開し、必然的にアワがはじけると日本経済自体が瀕死の状態に追いこまれていくこととなる。この危機に対し、ルール・基準・公平などの何らの規制緩和の基軸をもたず、官の有する許認可行政を緩和し、民に業をさせるすなわち業の自由化によって乗り切ろうとすることになる。この規制緩和は、経済規制と並んで、社会法分野の主要部分たる「社会規制」をも大幅に緩和し、戦後日本の社会権に関する国民による「実績」＝「成果」をことごとく霧散させる様相を呈することとなり、このことは数次にわたって今日に至るも継続することとなる。

第三は、「構造改革」である。これは、小泉内閣によつて推進されているものであるが、上述の「民営化」、「規制緩和」という手法をも使って、たとえ国民の生活・生命にとって不可欠なものであつても「非効率」なものを排除し、すべてを「市場化」しようとするものである。小泉が、「官から民へ」・「中央から地方へ」・「構造改革なくして、成長なし」とオウム返しに強調し、竹中が「非効率なものは市場から去れ」と述べる路線は、国民経済の大転換をはか

り経済成長を至上とするものである。しかし、国民経済にとつて効率と非効率は、経済のもつ意味内容が「経世済民」(世をおさめ民をたべさせる)にある以上、二つとも不可欠なものである。にもかかわらずあらゆる国民経済の分野を、「効率」＝「市場万能」のみで再編成すればどのような結末をみせるであろうか。このように編成しようとすれば、アメリカ基準のグローバリーゼーション・「貨幣による貨幣の生産」などにみられる自由競争絶対化＝市場万能化によって、国民の生活・生命にかかる重要かつ不可欠なものは、「非効率」の名の下にすべて切り捨てられ、排除されてしまうことになる。その結果は、優勝劣敗、経済格差の極限化、資本がさかえ民がほろびるなどに表現される市民・国民にとつては、最悪の事態を迎えることになろう。

このような「民営化」・「規制緩和」の手法をも含めての日本の国民経済の「構造改革」は、まさに即社会権への攻撃・侵蝕そのものとなるのである。⁽⁶²⁾

② 社会権関連法分野の侵害・侵蝕状況

ここではごく簡単に、いわゆる社会法分野のなかで労働法と社会保障法についてみておきたい。

第一は、労働法の分野である。この分野の侵害・侵蝕の特徴は、労働条件の法規制から自由化への移行と、不安定雇用労働者の地位の固定化・労働条件の劣悪化にあると言つてよい。例えば、労働時間の自由化・労使自治化、労働契約の不安定化・短期化、パートの固定化・劣悪化、派遣の拡大・労働条件劣悪化、職業紹介の有料化・自由化、「請負」の放任などなどである。

これらの動きは、民営化、規制緩和の名称と手法によつて強行されたものであり、労働条件の最低・公平基準とその法定主義という原理・原則を無残にも投げ捨てた所業である。このような最悪の条件整備によつて、一部のエリー・ト・正社員と大多数の不安定雇用労働者に「二極化」することを强行する企てがすすめられようとしている。⁽⁶³⁾

第二は、社会保障法の分野である。この分野の特徴は、保険料・自己負担分の増大と公的サービスの劣悪化・切り下げ・撤退にあるといえる。社会保障法の主要な部分をみておきたい。

生活保護については、受給世帯の削減と国庫負担分の削減・低下にその特徴がみられる。経済格差の極限化・二極化が要保護世帯を増加させていているにもかかわらず、それに対応することなく、予算削減に奔走するばかりで、生存権否認の域に達する感がある。

医療については、窓口での自己負担分の増大（ゼロ負担から三割負担、老人医療の自己負担分の増大）とサービスの市場化によるこれまた二極化が特徴としてみられる（要するに富裕者は自由・高度診療をうけ、貧困者は場合によつては死を覚悟しなければならない状況をつくりだしている）。

年金については、保険料値上げと給付水準の低下が特徴としてみられる。この結果、若者を中心とする未加入問題、無年金者の増大などの問題のなかに、将来の日本社会の「崩壊」を予兆させるものが容易にみてとることができる。

雇用保障については、保険料値上げ・徴集範囲の拡大と給付期間・額の切り下げが特徴としてみられる。雇用機会創出のサポートージュあるいは失業者増加推進政策のなかで、失業率の若干の増減はあっても、高い失業率と不安定就労の増大が確実に進行している。

労働災害は、過労死・自殺・認定手続の困難さ、使用者の保険未加入の問題にみられるように、とりわけ不安定雇用労働者の未救済が野放しの状況にある。また使用者の法定福利負担の回避と保険財源不足があらたに労災保険の「民営化」の策略を潜行させている。

このように、社会保険法の分野では、これまた国家の役割の急速な後退と本人の保険料、自己負担分の増大という事態が急速化している。⁽⁶⁴⁾

3 社会権を蝕むもの

上述の問題状況のような社会権に対する侵害・侵蝕が、何故にとりわけこの二〇数年間において急速に強められているのであろうか。上述にあげた三つのキーワードを貫く基調とは一体どのようなものであろうか。より単純かつ明確にまた相当高い推測をもつて提示することのできる基調とは「新自由主義」であることができる。そこでここででは「新自由主義」をめぐって提起されている次の三つの所説について若干検討しておきたいと考える。

① 内閣府編『平成一六年版 経済財政白書—改革なくして成長なしⅣ』

同白書は、「改革とともに回復を続ける日本経済」、「地域経済再生への展望」、「グローバル化の新たな課題と構造改革」の主要な三つの構成となっている。⁽⁶⁵⁾ この構成だけをみると、小泉構造改革が順調に進み、日本経済は確実に回復し、今提起されている課題を克服すればすべて日本の国経済はうまく発展するといいたいのであろう。

そこで、社会権にかかると考えられる部分について紹介し検討しておきたい。

まず第一は、雇用保障についてである。同白書は、労働市場の改善を前面にだしているが、若年失業、パート・派遣等の増大と正社員の減少、景気回復の地域間格差にかかる雇用情勢の厳しさ（北海道、近畿、九州・沖縄の高失業率を一部地域と表現する方法の姑息さは、日本経済のそれこそ一部の好転を前面にだし悪い面を過小評価する同白書のすべての手法に通ずるものである）についてあまりにも過小評価し、根本的な雇用政策の転換をサボタージュするものである。⁽⁶⁶⁾

第二は、社会保障にかかる歳出改革等（削減）についてである。二〇〇二年度の三方一両損の医療制度改革、二〇〇三年度の雇用保険制度の見直し、介護報酬・年金の切り下げ、二〇〇四年度の年金制度の改悪（保険料値上げと給付の切り下げ）などを例示し、社会保障経費の削減と国民への負担増を明確にしている。また地方分権にかかるつ

ての生活保護経費の国庫負担分の軽減も明示しているところである。要するに、ない袖は振れない式の手法で、極めて安易に国民負担増を求める、歳出構造の国民生活本位への根本的転換を一切サボタージュする姿勢を明確にしている。

同白書は、社会保障制度の改悪を進めながら、他方で「企業部門の過剰債務、過剰雇用、といった脆弱性がかなりの程度解消されつつあるため、多少のショックも耐えられるような経済の体質強化が進んでいる。また景気回復がこれだけ持続してきたにもかかわらず、在庫率が過去と比べて極めて低い水準に保たれていることや、資本ストックの積み上がりがみられないことなど、企業の慎重な姿勢がショックへの抵抗力をさらに強めている」と述べ、同白書の「民需中心の経済成長」の基調にそつて、資本が栄え民がほろびても、構造改革を推進するとしている。ここでも、深刻な国民の「痛み」（高失業・高負担・高自殺率・長時間労働・サービス残業・高倒産率など）を、「多少のショック」「ショックへの抵抗力」の強化などと言いはる厚顔無恥さにはあきれるばかりである。

第三は、グローバル化・競争政策と社会権との関係についてである。同白書は次のように述べる。

すなわち「従来、競争とは無縁であると考えられていた、医療、福祉、教育、労働市場、法務といった分野でも、市場機能を活用することによって、様々な個人や企業による多様で効率的なサービスの提供が可能になると考えられてきている。これらの分野は、自由貿易協定（FTA）の交渉で、交渉相手国から規制緩和を要望されている分野や、構造改革特区の取組の中で地方自治体から規制緩和要求が数多く提出されている分野でもあり、FTAをはじめとする我が国のグローバル化への取組や、構造改革への取組などと併せて、規制の在り方をめぐって様々な検討が行われているところである。

こうした規制改革と一緒にものとして、従来競争政策の対象でないと考えられていた分野にも競争政策のルールが適用されるようになりつつあり、現在は新たな規制政策と競争政策が並存する過渡期にあるといえる」と述べている。⁽⁶⁸⁾

社会権に関連する法分野に対し、グローバル化と競争原理を導入し、社会規制（保護・権利）をも規制の対象からはずしていく考え方を明示している。要するに、資本主義体制の矛盾から萌芽・確立してきた社会権の思想や法をも全面否定し、歴史に逆行し再び市場万能主義にゆり戻すこと、すなわち自由競争の結果生じたあらゆる「生活上の障害」を個人責任に委ねることという初期資本主義における「裸の取引」を絶対視するかのごとき「新自由主義」の本音をもろに露呈するものである。換言すれば、「新自由主義」は、利潤第一主義という資本主義の本性をあくまで追求し、国を治め民を食べさせる余裕すら失った末期症状ともいえなくもないというのは過言であろうか。

同白書の検討としては不十分きわまりないものであるが、同白書は、「成果」（資本のための）を過大評価し、「失敗」・「失政」を過小評価することにより、また「新自由主義」的手法により、日本の国民経済を誤った方向に導き、人類の闘いの「成果」であり国民経済にどうても不可欠かつ基本要素たる社会権の思想と法をも無造作に放棄するものであるといつてよからう。⁽⁶⁹⁾

② 奥田 碩「少子高齢化ニッポンの将来・死に物狂いで成長を実現せよ」

奥田は、少子高齢化の将来の日本を救うには、「成長経済と繁栄の道筋」を描くほかないとして、小泉構造改革を支持するというよりも自らが領導したい意図がみえみえである。

この奥田のいう経済の成長と繁栄のペースペクティブは次のようなものである。

まず第一は、「経営者は売上げを増やせ」として、「経済成長の意義を決して過小評価してはならない。経済成長ができないと、少子・高齢化が進行する中で日本の社会保障制度は確実に崩壊する。（中略）。そうならないためにも、我々は今新たな成長への出発点によくやくたどり着いたのだという自覚をもつて、『攻め』の施策に打って出るべきなのだ」とする。⁽⁷⁰⁾

第一は、社会保障制度の仕組みづくりのために消費税一八%を主張するとして、次のようにいう。すなわち、①「社会保障費は、サラリーマンと企業に依存するのではなく、すべての世代が『広く公平に』負担することが可能となる消費税などで対応すべきである」、また②「一八%の痛みが国民皆で分かち合えば、少子高齢化社会の直中にあっても、日本は社会保障制度を維持しながら、二・三%近い経済成長率を達成できるということであるのだ」と述べる。

要するに、奥田の主張はシンプルそのものである。すなわち、資本の私的利潤をとことん追求し（換言すれば経済成長し）、そのためには、企業の負担は極力軽くし不足分は国民全体で負担してもらうこと、州制度を導入して地方自治のための財源を軽減すること、さらには財界の意図にそう政党には金をやること、という極めて厚顔無恥なものである。この厚かましい主張が政府をも巻きこんで堂々と主張されるところに今日的な危機状況をあらわにしている。いずれにしろ、社会権を根底から蝕むもの・敵対するものであることは確かである。その主張は、経済成長一辺倒ずなわち企業の私的利潤確保を至上とするところに、社会権との対抗軸を如実にあらわしており、さらに国家およびその財政をも「合法的」に横取りしようとするもので、まことに始末の悪いかつ盗人に追い銭の如く、負担を国民全体に強いるものとなつていて。

③ 林直道「新自由主義の経済理論」

上述二つは現在「新自由主義」と呼ばれているものの典型的な主張であるが、その見解や主張に対し、林は、その原型を素描しながら、次のように指摘する。

林は、まず、一九六〇年代から一九七〇年代にかけての所説（マネタリズム、合理的期待形成論、ブキャナンの公共選択論、サプライド経済学（供給経済学）、フェルドシュタインの社会保障削減論）を検討し、次のように述べる。すなわち「一九七〇年代ににわかに台頭したケインズ主義反対の諸学説について概観した。これらが広い意味での

新自由主義的潮流の各部分を構成するのである。

このうちのマネタリズム、合理的期待形成論、ブキヤナン財政学の三つは、ケインズ主義による成長維持、失業ベラし、福祉向上のための財政支出拡大政策が無駄なものであり、かえって財政赤字・インフレ・ステグフレーションをひきおこしたのだとして排撃する点で共通している。そこにうがえるのは、政府の経済への規制介入をやめろ、自由な市場の動きにまかせておけば、経済はよく回転するのだという市場原理主義である。

これにたいして、サプライサイド経済学の方は、政府が積極的に大幅減税（その重心は金持ち向け）と社会保障の削減によって、企業の活力を刺激し、投資を支援することを要求している。

ここに見た大衆の福祉を犠牲にした市場原理主義と政府による積極的な企業活力刺激という二つの主張こそ、大きな流れとしてみた新自由主義理論の基本的骨格をなしている。

すぐわかるとおり、この二つの主張には互いに矛盾するところがある。一方は、政府の経済への介入をやめろ、といい、他方は、積極的に政府がテコ入れせよ、と求めているからである。両者は福祉政策の切り捨てという点で共通している⁽²⁾と述べる。

つぎに、新自由主義の理論的基礎について、フリードマンを批判して次のように指摘する。

すなわち「ケインズは資本主義を自由放任にし、資本の思いのままに運営させたならば、こうした社会的矛盾が激化し、社会が危機におちいることを憂えた。そして国家が経済に介入し、有効需要をつくりだして景気を維持すること、また高度累進所得税などによつて中低所得層の負担を軽くし貧富の格差対立をいくらかでも緩和しようとした。第二次大戦後ひろまつた福祉国家政策はこの延長線上の産物とみなすことができるであろう。

新自由主義はまさにその点に反対し、資本主義を美化する。国家の経済介入を排除して経済を手ばなしの市場原理

にゆだねるならば万事うまくゆくかのように主張するのである。

だがここで、市場・対・国家、というふうに対比し、新自由主義が市場オンリーで国家排除の立場だとするのは全くの外観である。雇用の規制緩和＝正規社員のクビ切りと派遣労働によるおきかえ、大衆課税強化と金持優遇減税・大企業への補助金交付、社会保障の大々的切り下げ、不良債権強行処理による中小企業つぶしと大企業への債権放棄、等々、新自由主義政策自体が国家権力をバックにした国家独占資本主義として推進されていることを見なければならない。現在の日本の小泉構造改革ではその点がひときわ露骨である。⁽⁷³⁾』と述べる。

さらに、新自由主義を実践したレガノミックスとサッチャリズムを検討したうえで、次のように指摘する。

すなわち「新自由主義は同じく『自由主義』を名乗っているにもかかわらず、一八世紀の古典的自由主義とは全く本質を異にしている。『古典的』自由主義は、営業の自由を求めて絶対王制の封建的抑圧とたたかい、勃興する市民階級のイデオロギーとして歴史の進歩を担うものであった。ところが『新』自由主義は、市場原理主義（自由市場万能思想）の名のもとに労働者や中小業者に対する国の保護の廃止や社会保障の大削減を求め、独占大企業の思いのままの利潤獲得の自由を代弁する役割を担っている。

こんにち、新自由主義は国境を超えたグローバルな資本移動の自由、他国領土内での営利活動の自由化を求める多国籍企業の世界支配の用具となつてている。また九〇年代、ソ連・東欧の体制的危機のさいには、IMFなど国際金融機関を通じての徹底的な市場経済化の要求という形で新自由主義が社会主義政策の廃棄、体制崩壊に力を發揮した。⁽⁷⁴⁾』と述べる。

林は、とりわけ一九七〇年代から主張された「新自由主義」の原型とその展開、および今日の「新自由主義」を素描し、それについて批判したうえで、「新自由主義」が現在上述の三つのような形で日本で吹きあれていること

に対して適切かつ説得的な批判的論点を提供している。この林のような作業が、社会権理論の分野においても歴史的かつ原理的な考察が行われているかといえば、はなはだ心許ないかぎりである。この点については、隣接科学の成果に学びながら社会権理論を発展させる課題が私達に提起されているものと考へる。

ここでは、「社会権を蝕むもの」は現在一体何ものなのかを見るにあるが、その点についていえば、竹中が「主導」する政府の経済政策、それを領導する経団連等の財界の主張が現在の社会権を蝕むものであることはほぼ明らかであろう。それら新自由主義の主張を根本的に批判する論者として林をとりあげたが、林の見解は、社会権に対する対抗軸として明確にあらわれている「新自由主義」に対するスパークの長いかつ原理的な批判として、社会権の再構築のための基本認識としては不可欠なものであろう。

個々の社会権に関連する法分野における諸々の法現象を俎上にのせ検討する作業はもちろん不可欠なものであるが、その作業と並んで、社会権を蝕むもの、ないがしろにするもの、社会権という考え方を一笑に付す風潮などの背景にあるもの、それらの主張の理論的内容とそれへの批判も、欠くべからざる作業として浮上してきていると考える。ここでは、あまりにも乱暴に「これしかない」式の新自由主義の主張が動員されており、その主張がいかに社会権の思想と法を急速に空洞化・形骸化しているかについてみたものである。このことの認識なしに社会権の現代的再構築はないものと考へる。

4 社会権の現代的課題

人権擁護法案が社会権をあえて人権救済の対象としてとりあげないのは、政府の意図的な政策遂行によつて国民全体のなかにぬきさしのならない経済格差の二極化が進行していることをおおいかくすこと、国民の声があがらないよ

うにすることにあることはほぼ明らかとなつたであろう。

そうであるとするならば、現代日本資本主義の矛盾・経済格差の拡大、固定化を進行させているものが何ものであるのか、この進行によって社会権にかかる法分野の現状はどうなつてているのか、現在日本において社会権を空洞化・形骸化するものすなわち蝕むものの正体は何ものなのについて、それなりに分析してきたつもりである。

そこで、社会権の現代的課題がどこにあるのかに言及していくには、少なくとも次のようないわゆる抵抗の論理でたちむかうことをしていくのかどうかをここで何点か指摘しておきたい。

第一は、社会権を守るあるいは擁護するといういわゆる抵抗の論理でたちむかうことをしていくのかどうかの問題が提起されていることである。

確かに社会権の生成・展開というなかで醸成されてきた社会法理論の重要性を必要とすることについては異論がないが、ここで問題としているのは、そのことだけで十分たりうるかということである。私は、現時点では無理があるあるいは十分ではないと考えている。なぜなら、現在の社会権への攻撃においてはその一部分に対してもなく、いうなれば社会権の全面否定の様相を呈しているからである。特徴的にいえば、社会権を抛りだして行われる主張や要求に対しては、「規制緩和」や「構造改革」に対する「抵抗勢力」となじる風潮があることである。このようある意味では暴力的あるいは非論理的な攻勢に対抗するには、社会法の法理やそれを抛りだことする主張のみでは十分ではなかろうということを指摘したいと考える。

第二は、第一の不十分さをのりこえる対抗手段としては、つぎのことが必要ではなかろうかと考えている。すなわち、アメリカブッシュ流の新自由主義あるいはそれを擁護する新保守・国家主義が描くあるいはめざす、国民国家とはいかなるものか、国民経済とはいかなるものか、国民生活とはいかなるものかという国家・経済・社会像に果たし

て、歴史的にも原理的にも未来があるのか、また合理性・正当性・合法性があるかについて、まず対抗軸を示しての批判が必要なのではなかろうか。このように考えると、日本にとつて政府の採用する新自由主義、新保守・国家主義に未来があるのかまた合理性・正当性・合法性があるのかという対抗軸を示しての批判的分析と、私たちの社会権の主張を展開すべきではなかろうか。

第三は、第一の不十分さを自覚し、第二の作業を経て、現代の日本において対抗軸たる社会権・社会法の法理を再構築していく必要性が、私たちに提起されているのではなかろうか。要するに、新自由主義や新保守・国家主義に未來のないことは自明だとするまえに、なぜならそれらの主張と政策に何故に未來がないのかをほりさげ、私たちの描く国家・経済・社会の像を対置していくことが必要ではないかと指摘しておきたい。このような作業を行いながらあらはそれらを前提として、社会権あるいは社会法の法理の合理性・正当性・合法性を明らかにすることが私たちに求められているといえよう。

この作業は困難であるようみえるかもしれないが、比較的簡単であるかもしれない。それは、環境・平和・民主主義・人権という歴史的に検証された普遍的価値を担っているのは、私たちの側あるいは社会権というものの考え方にあるからである。

(58) この点に関しては、村下 博『人権』による人権侵害「教育・啓発と救済機関を問う」、部落問題研究所二〇〇一年を参照。なお、原野 翹『同和行政の法律問題』部落問題研究所二〇〇四年一七三頁も参照。

(59) 抨稿「人権擁護法案のねらっているもの」人権と部落問題七〇七号八一九頁。

(60) 碓井敏正「新自由主義的社会再編と新手の国民管理」人権と部落問題七〇七号二〇一二一頁。

(61) 社会権の生成・展開に関する文献としては、わが国の社会法理論の財産とも位置づけられるものとして次のものをあげて

- (62) 「民営化」・「規制緩和」・「構造改革」に関する通史的な文献は今なおみるべきものが少ないと、石畠良太郎・牧野富夫編著『新版社会政策』ミネルヴァ書房（初版一九九五年）二〇〇三年、石川康宏『現代を探究する経済学』新日本出版社二〇〇四年を参照。
- (63) 労働法分野の規制緩和・構造改革に関する文献としては坂本修『暴走するリストラと労働のルール』新日本出版社二〇〇二年、萬井隆令・脇田滋・伍賀道編『規制緩和と労働者・労働法制』旬報社二〇〇一年、西谷敏・中島正雄・奥田香子編『転換期の労働法の課題』旬報社二〇〇三年、矢野昌浩『構造改革と労働法』法の科学三四号四三頁以下を参照。
- (64) 社会保障法分野の規制緩和・構造改革に関する文献としては、事典刊行委員会編『社会保障・社会福祉大辞典』旬報社二〇〇四年第3部「社会保障・社会福祉の理論」のうち、II編『現代社会保障・社会福祉政策』〔I〕〔II〕を参照。
- (65) 内閣府編『平成一六年版経済財政白書—改革なくして成長なしIV』独立行政法人国立印刷局二〇〇四年。
- (66) 前掲書三三頁、三八頁、一一頁。
- (67) 前掲書九九頁。
- (68) 前掲書二三六頁。
- (69) この白書に対する批判としては、私の立場と必ずしも同じくするものではないが、次のような指摘がある。すなわち「第一次の白書は『三つの赤字』から始まった。経財白書第一回も雇用・設備・負債の『三つの過剰』からだ。この過剰の正常化努力の道半ばで足もとの景況が現出しているのであれば、冒頭の三つの力のひとつは小泉改革ではなく家計ではないか。誰が『三つの過剰』正常化というお荷物を背負ったかを見れば分かる。言うまでもなく国内経済には三つの主体しかない。家計か企業か政府だ。このどれもが景気を浮揚するための貢献はいや、となると海外に押しつけるしかない。バブル崩壊以降を見ると、ながらく政府が荷物を背負いすぎて財政の赤字を破

壊的に拡大した。今や全く動けない。海外は輸入増大という形で貢献し、企業は資産などのリストラを経てようやく前向きに動き出したところだ。

結果として『過剰』の荷物は家計の背中にのしかかっている。今年の白書が示すように、企業のリストラの裏返しで労働分配率が著しく低下し、今年一一三月期には五一%強と一九九〇年代はじめの水準に戻っている。現金給与総額は九年以降、減少の一途をたどっている。改善してきているとはいへ、失業率は以前高水準だし、雇用持ち直しの多くはパート、派遣など流動性の高いものだ。資材と同様の「ジャストインタイム」雇用になつてきている。

高い労働コストと固定化した労働力が企業の活力をそぎ競争力を失わせていて、家計が我が身に言い聞かせて適応したものである。もちろん消極的ではあるが、中国の台頭や失われた十年の現実を目の当たりにして、やむを得ない『弱者からの贈り物』だ。

世帯主が六十歳以上の高齢無職世帯が全世帯数に占める割合は十年前の一二・一%から一二・一%に跳ね上がっている。それが蓄えを崩しても薄型テレビなどデジタル製品を購入している。とすれば景気浮揚の眞のMVPは家計しかないようと思われる。効果がゼロとは言わないが、小泉改革が候補とは悪い冗談だ。」(西岡幸一「ご冗談でしょ白書さん」日本経済新聞二〇〇四年七月二六日付)。

奥田碩「少子高齢化ニッポンの未来・死に物狂いで成長を実現せよ」文藝春秋二〇〇四年一号九四頁以下。
前掲九九頁以下。

- (74) (75) (76) (77)
林直道「新自由主義の経済理論」経済二〇〇四年九月号一六〇頁。
前掲一六三頁。
前掲一六七頁。

